BCJ 評定 - PA0108 - 01

評　定　書（工法等）

申込者　フジクリーン株式会社　代表取締役社長　　後藤　雅司　様

件　名　小型合併処理浄化槽　フジクリーン　CB-10 型、CB-10P 型

令和 8 年 2 月 3 日付けで評定の申込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

令和 8 年 3 月 4 日

一般財団法人 日本建築センター
The Building Center of Japan
理事長　橋本　公博

記

1.　評定申込事項

本評定は、フジクリーン株式会社が、小型合併処理浄化槽　フジクリーン　CB-10 型、CB-10P 型について申込みがなされたものである。

2.　評定の区分及び有効期間

新規　（評定の有効期間：令和 13 年 3 月 3 日まで）

3.　評定をした工法等

最終版図書のとおり

4.　評定の内容

（1）方法

本評定は、FRP 評定委員会（委員長：末益　博志）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

（2）審査内容

下記に示す構造耐力上支障のないものと評定する。

・地上設置時の内部圧力、風圧力及び地震力について。
・地下埋設時の土圧、水圧について、及び、内部空洞時の浮上防止等の処理について。
・地下埋設時に支柱なしで駐車場（総重量 2t 以下の車両）の下に設置する場合について。

5.　備考

本評定は、設計・施工及び製造並びにこれらに係る品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づき行ったものであり、個々の製品並びに工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

支柱省略工事を行う場合の工事仕様書

下記の浄化槽を共通要件に基づき施工する場合において、当社が別途指示する工事の仕様は下記のとおりです。

記

型式・人槽	項　　目	施　工　仕　様
型式（　CB　） （5・7・10）人槽	上部スラブの広さ	土肩に200mm以上 かかる広さとすること。

共通要件（鹿児島県浄化槽推進市町村協議会及び公益財団法人鹿児島県環境保全協会で定める要件）

(1)　支柱省略工事を行うことができる要件	
① 浄化槽の種類	・一般財団法人日本建築センターのＦＲＰ評定を取得した浄化槽であること。
② 建築物の用途等	・原則として戸建ての専用住宅であること。 ・貸家住宅又は建売住宅でないこと。
③ 駐車する車両の重量	・車両総重量（積載重量を含む）が2,000ｋｇ以下であること。
④ 駐車場の利用状況	・不特定の車両が利用するものでないこと。
(2)　支柱省略工事を行う場合の工事仕様	
① 浄化槽の設置位置	・マンホールの上に車輪が直接乗らないように設置すること。
② 上部スラブ工事	・広さは浄化槽メーカーの指示する仕様とすること。 ・高さ及び配筋等は、浄化槽適正工事マニュアル（公益財団法人鹿児島県環境保全協会・鹿児島県浄化槽推進市町村協議会発行）に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
③ 基礎底盤工事	・浄化槽適正工事マニュアル（公益財団法人鹿児島県環境保全協会・鹿児島県浄化槽推進市町村協議会発行）に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
④ 駐車車両制限の表示	・車両総重量（積載重量を含む）が２,０００kg を超える車は駐車できないことを表示したプレート（耐候性、耐久性を備えたもの）を駐車場の見やすい位置に設置すること。
⑤ その他	・その他の工事仕様については、浄化槽適正工事マニュアル（公益財団法人鹿児島県環境保全協会・鹿児島県浄化槽推進市町村協議会発行）によること。 ・浄化槽メーカーから特に指示がある場合は、それによること。

令和 8 年 4 月 22 日

浄化槽製造業者

鹿児島県鹿児島市新栄町25-8
フジクリーン株式会社
鹿児島営業所
所長　中村　昭